

研究活動不正行為防止規程

2020年6月15日実施

(趣 旨)

第1条 本規程は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成27年1月15日最終改版）」（以下「ガイドライン」という。）にもとづき、一般社団法人日本機械工業連合会（以下「本会」という）の研究活動における不正行為への対応に関する必要な事項を定める。

(適 用)

第2条 本規程は、本会で行われるすべての研究活動に適用する。

(定義)

第3条 本規程において「研究者」とは、本会において研究活動を行う者をいう。

2 本規程において「不正行為」とは、研究成果の作成および報告の過程において、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

(責任体制)

第4条 本会の不正行為の防止について、最終責任を負う最高管理責任者として、本会の副会長兼専務理事を充てる。

- 2 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止を統括する責任と権限を有する統括管理責任者として、本会の常務理事を充てる。
- 3 研究倫理教育に関する責任者として、統括管理責任者が指名する者を充てる。

(最高管理責任者の責務)

第5条 最高管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正行為防止の基本方針の決定
- (2) 不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針の決定

(統括管理責任者の責務)

第6条 統括管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正行為防止の基本方針にもとづく研究倫理教育の実施計画の策定および実施統括
- (2) 不正行為にかかる情報を受けたときの対応の統括

(研究倫理教育責任者の責務)

第7条 研究倫理教育責任者は、次の各号を行う。

- (1) 所管する教育研究組織の研究者に対する研究倫理教育の実施および受講状況の管理監督
- (2) 必要がある場合、所管する教育研究組織の研究者に対する研究倫理の指導

(研究者の責務)

第8条 研究者は、ガイドラインおよび本会規定にもとづき、高い倫理性を保持し研究活動に携わるとともに、不正行為を行ってはならない。

(相談窓口)

第9条 不正行為およびその防止に関する本会内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、本会の事務局長とする。

(通報窓口)

第10条 不正行為に関する本会の内外からの通報の窓口は、本会の事務局長とする。

(調査実施の決定)

第11条 最高管理責任者は、本会の事務局長の報告を受けてから30日以内に、調査を行うか否かを決定する。

(調査委員会)

第12条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した日から30日以内に、調査委員会を設置し、調査を開始する。

- 2 調査委員会の委員のうち、過半数は外部有識者とする。

(調査内容等)

第13条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無

- (2) 不正行為の内容
- (3) 関与した者および関与の程度
- (4) その他必要と認めた事項

(調査結果の認定)

第14条 調査委員会は、不正行為の有無を認定するにあたり、客観的事実にもとづき、科学的かつ総合的に判断する。

(調査結果の最高管理責任者への報告)

第15条 調査委員会は、調査の開始から150日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、やむをえない事情がある場合、中間報告とすることができる。

(不服申し立て)

第16条 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、当該調査結果をすみやかに告発者および被告発者に通知する。

- 2 告発者または被告発者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立て根拠を書面にしたうえで不服申し立てを行うことができる。

(再調査)

第17条 前条第2項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

(調査結果の確定)

第18条 最高管理責任者は、第18条から第20条の手続きを経て、調査結果を確定する。

(配分機関等への報告)

第19条 調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、すみやかに当該資金を配分する公的機関（以下「配分機関」という。）、当該配分機関を所管する省庁および経済産業省（以下合わせて「配分機関等」という。）に調査を行う旨を報告しなければならない。

(懲戒)

第20条 不正行為が確定した者について、就業規則に定める懲戒規定に準じて適用する。

(法的措置)

第21条 本会は、不正行為にもとづく告発により本会に損害が生じたときは、損害を賠償させるもの

とする。

- 2 本会は、不正行為にもとづく告発の調査結果が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

(調査結果の公表)

第22条 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名および所属
- (2) 不正行為の概要
- (3) 不正行為に対して、本会が講じた措置の概要
- (4) 調査委員会委員の氏名および所属ならびに調査方法の概要
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

- 2 前項にかかわらず、個人情報または知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

(保護)

第23条 本会は、相談窓口への相談者、告発者または調査に協力する関係者に対し、単に相談、告発または調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

(守秘義務)

第24条 相談窓口または調査等に関係する者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。本会事務局員でなくなった後も同様とする。

(外部への公開)

第25条 次の各号に定める事項は、ホームページ等で公開する。

- (1) 本会の規程の他、関連する規程
- (2) 最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者の職名
- (3) 相談窓口および通報窓口に関する事項

(ガイドライン)

第26条 本規程に定めのない事項は、ガイドラインに則り取り扱う。

(改廃)

第27条 本規程の改廃は、本会が行う。

附則

- 1 本規則は、2020年6月15日から実施する。